

地震により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な欠くことのできない部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等）であって緊急を要する箇所について、町が業者に依頼して応急修理を行います。

【対象者】

- ・大規模半壊の被害を受けたこと
- ・半壊の被害を受け、自ら修理を行う資力がないこと
※所得が一定以下の場合に該当
- ・全壊の被害を受けたが、応急修理を行うことにより居住可能になること
- ・災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと

【支援内容】

限度額は、1世帯当たり57万6千円です。

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

【必要書類】

- ・応急修理申込書
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・世帯全員分の住民票
※罹災証明書で確認できる場合は、不要
- ・世帯全員分の所得証明書（平成26年分）※半壊のみ
※申請書で同意され、町で確認できる場合は、不要

【受付期間】

未定（相談については、随時受け付けています。）

【申込窓口】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

中央庁舎住民課 0964-46-2113（直通）

【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）